

令和3年度美里町教育委員会評価委員会第2回会議

日 時 令和3年8月2日（月曜日）

午前10時00分開会

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員

会 長 忽那 正範

委 員 小野 祐哉

委 員 葛西美智子

欠席委員 なし

教育委員会出席者

教育長

大友 義孝

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長

佐藤 功太郎

兼学校教育環境整備室長

兼近代文学館長

兼小牛田図書館長

教育総務課主事

青山 裕也

傍聴者 0人

議事日程

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の就任

4 議事録署名委員及び書記の指名

5 審 議

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書の修正点について
- (2) 関係法令チェックシートの修正点について
- (3) 評価委員会からの意見について
- (4) まとめについて
- (5) その他

6 閉 会

午前10時00分 開会

日程第1 開 会

○教育総務課主事（青山裕也） では、間もなく定刻になりますので、これより美里町教育委員会評価委員会第2回会議の開会をさせていただきますと存じます。

本日の会議につきましては、既にお手元資料の中に次第のほうを入れさせていただいていたところでございます。今回もこの次第に沿って進行させていただきたく思いますので、あらかじめ御理解のほどよろしくお願いいたします。

では、次第に沿って進めさせていただきますと存じます。

ただいま次第の1、開会とさせていただきました。

日程第2 挨 拶

○教育総務課主事（青山裕也） 次第の2番目、挨拶でございます。

こちらにつきましては、本委員会の会長であります忽那正範様よりお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長（忽那正範） 皆様、改めましておはようございます。

第2回の評価委員会ということで、昨年度の教育に関しまして教育委員会の行われてきた内容につきまして、十分に審議できればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育総務課主事（青山裕也） ありがとうございました。

日程第3 議長の就任

○教育総務課主事（青山裕也） 続きまして、次第の3番目でございます。

次第の3番目につきましては、議長の選任でございます。

美里町教育委員会評価委員会条例第6条第1項の規定により、会長であります忽那会長にお願いしたく存じます。

それでは、忽那議長、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 議事録署名委員及び書記の指名

○議長（忽那正範） それでは、議題の4番目に当たります議事録署名委員及び書記の指名ということで、1回目のときと同様に、よろしいでしょうか、お二人の議事録署名ということで。（「はい」の声あり）よろしくお願いいたします。

それから、書記に関しましても、事務局のほうで1回目行っていておりました。それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）そういうことでよろしいでしょうか。（「はい。お願いします」「お願いいたします」の声あり）

では、委員の皆様の了承を得たということで、そのように進めさせていただきます。

日程第5 審 議

○議長（忽那正範） それでは、審議のほうに移らせていただきます。

それでは、まず1番目に、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の修正点についてということで。事務局、お願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私のほうより、報告書の修正点のほう御報告差し上げたく存じます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

まず、前回の第1回評価委員会の開催後に、7月末日まで各評価委員さんから御意見を頂戴しました。

お手元別紙にて、報告書及び法令チェックシートの変更点ということで、実際に末日の時点で修正した箇所、こちら掲載させていただいておるところでございます。

まず、評価委員会委員として御意見頂戴していた部分、こちらについては既に修正済みとさせていただいておるところでございます。あわせまして、7月に教育委員会の定例会を同時開催しまして、その際に多少、教育委員から御意見いただいた点ありましたので、その点についても修正のほう加えておるところでございます。

なお、教育委員会の修正点につきましては、こちら記載のとおりでございまして、13ページのところ、発言回数のところでございますが、こちら発言回数のところで出席委員という項

目ございました。教育委員会につきましては、御承知のとおり、教育長及び4名の委員より構成しておる中、この出席委員に教育長を含めての人数を掲載しておったところでございます。ただ、こちらにつきましてはあくまで出席委員という表記でございますので、まず教育長を含んでいない人数で入れさせていただいたところでございます。

ただし、こちらの記載ですと、今日お手元お渡しした段階で、では教育長はというところがこれだけでは、もう少し親切にしたほうがいいのかなと思いますので、掲載のほうまだしていないところではございますが、こちら注釈で教育長を除く旨はもう入れさせていただきますので、その点あらかじめ補足させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

修正点については、まず7月末日までの段階ではここまでは。

ここからにつきましては、大変恐縮でございます、字句修正がもう数点ほど、実はその後のチェックで見いだしまして、確実なものにする観点上、大変恐縮でございますが、これより口頭で恐縮ですが、どこ修正するかというところを随時報告させていただきますので、あらかじめそこチェックをお願いします。

まず、17ページ。

こちら、(2)番で点検・評価の方法というところの項目でございます。1)から3)番までの項目でございますが、こちら、まず1)の点検・評価報告書の作成の経過作業の流れの下、こちら括弧書きで教育委員会と評価委員会との関係とあるんですが、こちらの評価委員会というところの1つ前に、教育委員会という文言を入れさせていただければと。美里町教育委員会評価委員会というのが正式名称でございますので、教育委員会との関係性というところをより明確にする必要性もございますので、こちらの評価委員会の前に教育委員会というところを入れさせていただければと存じます。

この評価委員会という記載が、今申し上げさせていただいたところ、下移りまして、3段落目ですね。ちょうど矢印がその後下に引かれておるんですが、2つ目の矢印のすぐ直後、ここにも評価委員会という言葉でございますので、こちらも同様の修正を加えさせていただければと思います。

大変失礼しました、その1つ上にもありました。1つ上にも「評価委員会に諮り」というところございますので、ここも修正を加えます。

あと、3)番、学識経験を有する者の知見の活用というところのちょうど3行目でございます。美里町教育委員会評価委員会条例のところ、大変申し訳ございません、これ「第」という言葉が重複しておりましたので、1つ除かせていただきます。

その後に、第3条の規定に基づく、ここも同じように評価委員会という言葉でございますので、1つ前に教育委員会を追記させていただきたく思っているところでございます。

続きまして、18ページでございます。

(2)の2)、こちらページで一番下でございますが、令和2年度においてはというところで説明が始まっております。この令和2年度においてのそのすぐ直後ですね、「下記のとおり」とあるんですが、申し訳ございません、このページ下記ございませんので、「次のとおり」と表記のほう改めさせていただきたく思いますので。

じゃあ、続きまして40ページになります。

教育委員会として出席しました各種行事等の報告がございます。こちら、ちょうど中段ほどに米印3つほどの掲載があると思います。基本的には新型コロナウイルスに関する対応の観点のものを掲載させていただいておりますが、こちらの米印3つ目、細かいところ大変申し訳ございません、敬老会という言葉がございます。こちら、町のほうで主催しております会でございますが、こちら正式名称が敬老式でございましたので、これを「会」ではなく「式」に改めさせていただきます。

続きまして、43ページでございます。

総合計画推進のための取組というところで、総合計画に掲げる4つの教育政策、これが一そろい掲載があるんですが、こちら1点のみなんですが、社会教育の充実の政策から右に移りまして、施策、施策の目的、あと主な展開とあります。主な展開の黒ぼちのちょうど2つ目の直後になんですが、これ総合計画も事前に皆様にお渡し差し上げておるんですが、実はこれ1つ不足した部分ございまして、社会教育の充実に関するところで、関係機関に関する表記がここに1つ本来は、ちょうど黒ぼちの2つ目の住民が求める学びのための情報を提供しますの直後に1つ追加になりますので、こちら修正のほうは改めさせていただきたく存じます。

あと、48ページ。

こちらにつきましては、場所からしますと、縦の列で申し上げますと4列目のところで、就学前教育の充実というところがあるかと思うんですけども、そちら縦の列で4列目のところ御覧いただきたく思ひまして、黒ぼち、施設の維持管理及び設備の充実を図りますの1つ上ですね。1つ上に、安全・安心な給食の提供のためにより適正なとあるんですが、衛生の生の字、これ人工衛星の星になっていましたので、大変申し訳ございません、こちら修正させていただきます。

続きまして、50ページでございます。

こちら社会体育の振興に係るところでございまして、こちらも同じように4列目御覧いただきたく思います。黒ぼちの2つ目と3つ目重複しておりましたので、こちらも1つ削除させていただきたく思います。場所でいうと、子どもたちの体力と運動能力を向上させるため、学校、家庭及び地域が連携し、スポーツに親しむ環境をつくりますの箇所でございました。大変失礼いたしました。

次が最後になるんですが、52ページでございます。

3) 番、図書館の利用についての、これ図書館の利用状況の表なんですけれども、登録者数、年間利用者数、貸出冊数の、これ数字ではなくて、平成29年とか令和元年度の数字の表記の仕方が、平成28年と令和2年度と多少異なるような表記になっております。カンマのところちょっと離れてしまっているんで、ここ多少修正をさせていただきたく思います。数字上の変更ではございません。表記的な部分でございますので、その点あらかじめよろしくお願いいたします。

修正点については以上でございます。

改めて、今口頭で申し上げた部分につきましては、こちら事務局のほうで修正作業に速やかに入らせていただきたく思いますので、あらかじめ御了承のほどお願い申し上げます。存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

会合時間をできるだけ短くしようということで、繰り返しませんのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、関係法令チェックシートの修正点についてということで、お願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、引き続き私のほうで御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

関係法令チェックシートにつきましては、先ほどの報告書同様でございまして、別紙資料で御説明させていただいております。

こちらにつきましては、第1回評価委員会の際に評価委員さんから頂戴しておりました御意見をある程度こちら反映させていただきたく、あらかじめ反映のほうはさせていただいた次第でございます。

ただ、この点で1点だけ御相談を差し上げたいところがございます。修正点と言いつつ大変恐縮でございしますが、1点、18ページを御覧いただきたく思います。

こちら4)番のところのちょうど上から2つ目と3つ目ですね。これ前回、御意見として頂戴しておりました、長期欠席者等の教育委員会への通知という部分でございました。前回までの資料につきましては、ここの件数というのは入れていなかった状況でございます。その際に、不登校のところの掲載、不登校はどうかというところで御意見頂戴しておりましたので、今回ぜひこの部分、冒頭入れさせてはいただいていたんですが、本日お手元に、この件数の根拠になったものを配らせていただいていたところでございます。

こちらにつきましては、毎月の教育委員会定例会にて報告を差し上げている部分でございまして、長期欠席者等の進捗状況をこのように報告させていただいたものでございました。こちらを基に掲載させてはいただいていたんですが、ただ、御相談させていただきたいというのは、どうしてもこの学校教育法施行令の内容ですと、これ前提となるのが、まず、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況の良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかにその旨を当該学齢児童または学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。もちろんこの通知の発信元については各学校長となっているところでございます。

その下については、その督促でございます。前条の通知を受けたとき、その他当該市町村に住所を有する学齢児童または学齢生徒の保護者が法第17条第1項または第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童または学齢生徒の出席を督促しなければならないという記載でございます。

掲載内容が、この条文がどうしても正当な事由がないと認められるという前提で、基本的にはまず学校で判断し、かつ、それであると認められたときについては、児童または生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知をするというものでございました。

この掲載とさせていただいたものが、どうしても別紙の長期欠席の状況に基づくというものであるんですが、実態からしますと、正直、通知、督促というよりは、どちらかというと長期欠席者の状況確認等に寄るので、正式に文書で通知とかというよりは報告文書で実際やり取りしているのが事実です。また、督促というよりは、あらかじめ学校と連携して、例えば少し連絡をしたいんだとか、そういう程度の事務レベルでございますので、実際ここまでの実態に即した内容になっているかという、多少乖離が出てしまっているのが事実でございます。また、これが、掲載しているものが本当にやむを得ない事情として考えられるものなのかどうか。実際掲載させていただいたものの、あらかじめここにつきましては評価委員の皆様の御意見、まずそのところをぜひとも頂戴したいと思います。

学校側から前提としては、正式な通知というところは現在受けていないです。報告という形でいただいているので、通知というよりはこの報告書の形で毎月学校から長期欠席者という状況で報告いただいておりますので、それは、受け取りと、あとその掲載、報告という形にどのように反映していくか。どこまでこれを入れるべきかどうかというところについては、ぜひとも評価委員様の御意見頂戴したく思います。

参考までに、今後ですけれども、一度この学校教育法施行令の解釈・定義というのはどこまでのものを想定しているかというのを、今日のこの時点ではないんですけれども、宮城県教育委員会のほうにもあらかじめ確認だけはしておこうと思います。今回はあくまで評価委員さんから御意見頂戴し、こちらでも宮城県教育委員会のほうの専門的知見も確認しておきますので、その後、別途報告させていただいて、今回の御意見のような解釈で問題なかったかどうかというところは、また後日すり合わせさせていただければと思いますので。ちょっとその点だけ別途御協議のほうお願いできればなと思いますので、よろしくお願いします。

修正点の報告は以上でございます。

○議長（忽那正範） 分かりました。

今、事務局からチェックシートの修正点の部分で、18ページの長期欠席者等の通知それから督促ということについて、委員様方の御意見をお伺いしたいということでございました。いかがでしょうか。そこを諮りたいと……、葛西委員さん。

○委員（葛西美智子） 私がちょっと素人目で読んだ範囲での解釈だと、この文章では、保護者が子供に教育を受けさせなければいけない義務を怠っているかどうかということがポイントになっているのかなというふうに解釈をしたんですね。そして、不登校の事実はあるにしろ、その不登校の理由が例えばネグレクトであったりとか、あとは、何ですかね、保護者……労働ですね、子供に労働をさせているとかという理由で長期にお休みをしている場合はここに該当するのかなと感じたんですが、例えばいじめであったりとか体調不良であったりの長期でなかなか戻ってこられないみたいな状況は、この保護者に正当な事由がないと認められるという表現を考えると、病気欠席等は当てはまらないのではないかなというふうに私はこれを解釈したんですが。やっぱりその前の段階で、7日間連続で出席しなかった場合という件数も情報としては載っていてもいいのかなと。これだけの件数があつたけれども、該当する件数はなかったですよみたいな説明があつてもいいのかなというふうには感じました。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

メールで送られてきた委員さんの意見の中でも、ここのところかと思って、正当な理由とい

うこと、それとない正当である理由というのはどういうことなのかというものが出ておりましてけれども。やはり、そういう、何をもって正当な理由、あるいは出席させないことについて正当な事由がないと認めるかという、ここの部分が大きく関係してくる内容だと思うんですね。

小野委員さん、いかがでしょうか。

○委員（小野祐哉） 私も同様に、正当な理由がないと認められるときというのは、恐らくなんですけれども、ちょっと虐待につながりそうな場合といったようなことを前提に解釈するとよろしいのかなと思っておりました。葛西委員がおっしゃるように、7日間出席せずということ、児童生徒については、今言ったとおりの件数というような報告を受けながらも、正当な理由があるかないかといったことにつきましても表記していただくとよりよいものになるのかと思います。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

この正当な理由というのは非常に難しいものなのかなというふうに思っています。ただ、文科省のほうでも多くの通知が出ているはずです。特に不登校に関しては、登校拒否という言葉からスタートして行って、不登校というところの認定を、認定というか語気を改めていったその過程の中で、不登校とはどういうことなのかというような内容のことまで含んでいます。そして、そういう長期に欠席した場合に、例えばフリースクールとかそういったところでも、これは出席というか、校長の判断によってなされていくというような、そういう教育を受けているという、そういう視点で行われていくということで対応もしなさいよというような通知も来ているわけなんですよ。そういう意味で、正当な理由がないと認めるという、ここの部分は、いろいろな解釈の仕方が実はあると思います。ただ、そのよりどころとしてあるのは文科省の通知、そういったものがよりどころにされているのかなというふうに考えています。

そういう点から考えていけば、不登校の場合、例えば医学的なお医者さんのところに相談に行ったと。そうしたら、お医者さんが、いや、いいから学校休ませなさいと言うわけなんですよ、ほとんどの場合。そして心のエネルギーをためさせていくという、そういう判断をなさるわけなんですよ。そう考えていくと、それが欠席した場合の正当な理由で云々といった中で、それが正当な理由に当たるか当たらないかというのをどういうふうに学校長が判断していくかということに関わってくると思うんです。

ですから、そういう面で、この正当な理由というところを考えていくと、県教委のほうの事務所、教育事務所のほうでは、この不登校の、不登校というか長期欠席者のその事由について細かく出しているんですね。例えば本当に病気で欠席したとか、あるいはいじめによって欠席、

長期になっているとか、いろいろな事例を挙げていって、それは何人いるのかということも全部出しているんですね。そういうふうを考えていくと、それらの項目に示されている内容というのは、これは正当な理由に当たるというふうに学校長は判断して、これは7日間以上欠席していても、教育委員会に文書で報告していくというふうな、そして督促を出すというような、そういういったところまでいかないという判断をしていくというふうなこともあるわけなんですね。ですから、こういうふうな形で、今月の欠席者の、長期、30日以上にわたっての欠席者というのは何人だとかというふうな形で示していくわけなんですね。

そう考えていくと、ここに示されている、実際4件とか16件とかという、その件数、数がどういうふうな判断をしていったことによって出てきたのかというところは、非常に後々問われることだと思います。督促といった場合、督促状と、そういった文書による、そういう正規のものを表しているのではないのかなというふうに考えるので。

実際、私が第1回目のときにお話ししたことは、基本的に、不登校の子供たちに対してどういうふうな考え方で教育委員会が対応しているのかということを知りたいがために、ゼロ件になっているところを、何かおかしいのではないですかというふうな話をしたわけで。不登校の対応について、そういう正当な事由という、この部分をしっかりと押さえておくということが教育委員会として必要ではないのかなと思ったためにお話をさせていただいたので。

私の考えとしては、この件数は、基本的に、今、事務局のほうでお話があった、その報告という、正規の文書による報告ではなく、何名いたという、そういう報告程度であるならば、基本的にゼロ件であっても私は問題がないのではないかなと考えています。いかがでしょうか、委員の皆様。

実際、この正規の文書による報告ということがあった場合には、これはそこに記載していくということが私は必要だと思っていますし、その法令の解釈というか、そういう不登校の扱いということについて、ひとつ検討しておいていただければなと思っています。（「すみません、よろしいですか」の声あり）どうぞ、事務局。

○教育次長兼教育総務課課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

今、いろいろお話いただきましてありがとうございます。

基本的に、ここにつきましては、通知、校長から教育委員会に対する通知というのはございません。あとは督促、教育委員会から保護者に対する督促もございません。それは御存じだと思いますけれども。そういう状況でありまして、先ほど議長のほうから、やはりしっかりとそ

の内容を見て対応していくと、そういう動きをちゃんとやっているというところの表現が必要であろうというようにお話ではないかなと思いますので、ここにその内容を、こういう報告、月例の報告でございますので、月例の報告をいただいて、それを見てちゃんと確認をしていると。そして、その状況であって、結果としてゼロ件であったというようなところをこのところにまとめて記載させていただくと、その流れも分かりますし、対応も分かるということです、そういう形がよろしいのではないかなと思っておりますので、ぜひそういうような形で調整をさせていただきたいと思っております。

あと、実態として非常に難しい問題であって、これをどう捉えて、やはり学校側と教育委員会と、案件によっては報告はいただいているわけなので、それで連携して、対応が必要であれば対応できるような、対応するような体制をしっかりと取っていくというかですね。今現在もそういう形で対応させていただいているのですが、やっぱりそこを意識してやっていく必要があるのかなと思いますので、その辺もしっかりと進めてまいりたいなと感じたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

今、教育次長さんのほうからそのような説明がございました。

今の件に関して、委員の皆様、これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、そのような方向でよろしくお願いいたします。（「ありがとうございます」の声あり）

では、ちょっとこの審議の（１）、（２）に関してですけれども、今、事務局のほうから修正点等についてございましたが、委員の皆様のほうから、今の事務局以外のところで修正すべき点はこの中にあるのではないかなというのがお気づきのところございましたら、この（１）、（２）につきまして、チェックシートとそれから報告に関してでございますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、葛西委員さん。

○委員（葛西美智子） 評価報告書の編集のフォントに関してなんですけれども。６ページから１２ページまでが多分ゴシック体を使っていて、その後が明朝体を使っていると思うんですけれども、さっき数字の報告のところの表記がばらけていたというので直しますというのがあったんですが、ここはあえてフォントを分けて書いているのかどうか。全部そろえるのであればそろえたほうがいいのかなと感じたのですが。

○議長（忽那正範） 今の表記上のフォントの問題ということですね。

事務局、いかがでしょうか。

○教育総務課主事（青山裕也） では、今御指摘いただいた部分でございます。こちら、恐縮でございますが、揃えさせていただきますので、こちらも明朝にそろえるという形で対応のほう図らせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（忽那正範） よろしく願いいたします。

そのほかにございますか。小野委員さんございますか。

○委員（小野祐哉） 特にはございません。

○議長（忽那正範） ちょっと私のほうからなんですけれども、実は、これと離れるわけではないんですが、前回メールでいただいた内容に関しての集約した結果のところ、2枚、裏表というか、2枚にわたって委員さんの意見のやつが出ておりましたけれども、中身は後でまたやりますけれども、表記上、やはり、もしこれ集約したものをそのまま出すのであればちょっと問題があるかなと思ったので、それでお話ししたいなと思ったんですけれども。

例えば、集約した結果について、自立活動に対するというような、各種研修の中で、私の意見の中の各種研修の学力向上支援員の配置、ADHD障害の自立活動に対するという、この部分が、自立活動といえばもう全般、教育活動全体を通して行っていくということなんですけれども、それをもっと集約した形で、自立活動の時間という、もうその時間というふうに絞ってというふうなことを表現したかったんですけれども、その辺のところですね。

それから、同じように意見の中で、その下の部分ですね。連携によるサポートプログラム事業の最初の括弧が抜けているよというような、ちょっと小さい話なんですけれども、最初の括弧が抜けている。「連携によるサポート」という形で。

それと、一番上のところ、会議運営状況に関して、その5行目、ホームページに議事録が公開され、適宜、「適時」ではなくて「適宜」的確なという、そういったところですね。

それから、葛西委員さんのところの、図書館の利用ということで、高校生の自主活動グループというふうに出てきているんですね。高校生というのは、今度訂正したやつの中で、図書館の利用の部分でそのグループを云々というふうに出てきている、その中で、学生と書いていたんですね。高校生の場合は生徒になりますので、ですから、学生は大学生とかそういったところ、高校生までは生徒になりますから、そのこのところの表記を気をつけないと、学生といった場合、大学生・大学院生というふうに捉えられてしまいますので。葛西委員さんは高校生のそういうことを言っているの、「生徒」と置き換えたほうがいいんじゃないのか、変えたほうが

いいのではないかなと思っていました。

ちょっと気がついたところをお話させていただきました。

そのほかにチェックシートと報告書に関して、何か表記上の問題とかございましたか。大丈夫ですか。

○委員（葛西美智子） ちょっと質問なんですが。

○議長（忽那正範） どうぞ。

○委員（葛西美智子） 忽那委員のおっしゃっていた、先ほどの自立活動に対するという文章のところで、ADHD障害という言葉を使っているんですけども、これ表記として何か違和感があったんですが、どうなんですかね。あまり、私が知っている範囲でADHD障害という言葉がない気がするので、ちょっとどうなのかなと。

○議長（忽那正範） 障害という大きな枠で捉えていた場合、ADHDというだけの表現になるんですね。視覚障害とか、そういうふうに個別の障害として取り上げていった場合には、その障害という表記が出てくるわけなんですね。ですから、ADHD障害、普通はADHDとさえ通じるわけですけども、ADHD障害と個別にこれを表しているの、そのADHDでとまらないで、そこに障害という言葉を取り入れたと。実際、ADHDも障害として認定されている、そういう法的な部分がありますから、これは、表記上はどちらでもいいのかなという。大きく捉えた場合はADHD、そして個別に取り上げた場合はADHD障害というふうに言ってもいいんじゃないかということですね。

○委員（葛西美智子） 分かりました。

あともう1点。

○議長（忽那正範） はい、どうぞ。

○委員（葛西美智子） 先ほど高校生の自主活動という表記のところで、大学生を含めた、高校生、大学生、中学生とか、全ての学んでいる人たちを含めた人を考えて提案をしたんですが、その際はどのような表現だと伝わるというか。児童生徒及び学生のほうがいいのか。学生だけだと限定的に大学生だけになってしまうということですよ。

○議長（忽那正範） そうですね。

○委員（葛西美智子） そこを児童生徒及び学生の自主活動グループということにすると、意図が伝わるということ。そのように変更していただいた方が良いでしょうか。

○議長（忽那正範） どう表記すればいいのか。これ、言えば、高校生だけではない。大学生のいろいろなサークルもあるだろうし、そういった意味合いを考えていくと、青少年という、そ

ういう表現というのも一つなのかなとは思うんですけどもね。児童・生徒・学生というふう
に表記してもいいでしょうし、そういう一くくりにして青少年のいろいろな形のサークルとい
う、そういったことも考えられるでしょうし。その辺はあと、学生という、私ちょっと提起し
たのは、学生というふうに言ってしまうと、どうしても葛西委員さんの意図がなかなか通じな
いよということでお話しさせていただいたので、その辺あと事務局のほうで検討していただい
ければと思いますね。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、表記に関しては一応ここまでにしておきまして、次、（３）の評価委員会からの意見
についてということで審議を進めさせていただきます。

では、それぞれの委員さん方から出てまいりました意見を集約する形で、過日、メールが送
付されてまいりました。その内容について、まずちょっとお伺いしたいなと。各委員さんのこ
のお考えをお伺いしたいなと思っております。

初めに、葛西委員さん。内容について御説明よろしくをお願いします。

○委員（葛西美智子）　じゃあ、まとめていただいた上から説明をさせていただきます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に関してなんですが、実際、学
校、私自身も娘が通っている小学校でスクールカウンセラーのサービスを受けたことがあります
。そして、私自身も問題解決の一助となって大変ありがたいなと感じました。

その点でなんですが、学校単位で通知、日程の通知であるとかそういったものはあるんです
が、どういった事例のときに利用していいのかとか、なかなかちょっと分かりにくいのかなと
いうのを感じるところがあって、本当にいじめで、例えば不登校になってしまったという場合
だったら明らかに利用すべきだというのは分かると思うんですけども、そのもう少し前の段
階でもやはり物事が大きくなる前に利用したほうがいいという状況でも、まだこれは利用すべ
きじゃないのかなみたいな判断を保護者の方がしてしまうと、問題が大きくなるまで待つてし
まうということがあると思うんですね。

私自身、教室で相談を受けた件でいいますと、（プライバシー保護のため中略）そのときに、
学校にこのソーシャルワーカーさんとかカウンセラーさんいますよねということで、私自身も
経験があったので、一度行ってみてくださいというふうに、ぜひこの制度を利用してください
というふうに声をかけて、数か月、二、三か月後なんですけれども、実際利用して、よかった
ですと、先生、行ってみてよかったですと言っていたことがあって。もうそのような状
況になっていても、カウンセリングを受けるということに気がつかない、気がつくことが難し
いというのがあると思うんですね、実際。なので、今、スクールカウンセラーさんのカウNSE

リングの時間がどのぐらい混んでいるかはちょっと分からないんですけども、その辺も、どの程度利用されているかとかももちろん明確になるといいだろうし、どういう状況で使えるかって、もうちょっと問題が大きくななくても利用していいですよという広報みたいなのであればもっといいのかなというふうに感じています。制度としてすごくいい制度なので、もっと利用できるような仕組みがあったらいいのかなというふうに感じて、ちょっとこれ意見をさせていただきました。

ちょっとまとめて説明します。

学校給食の栄養量について。昨年度からの流れで、栄養量が不足していたということが判明して、給食費の値上げが決定されて、給食費が値上げされましたということだったんですが。その後、私が質問したのは、費用が足りていないことに対して現場から意見が上がってきませんでしたかという質問したんですが、実は前の年度に意見は上がって来たんですが対応していませんでしたという御返事をいただいていた。そして、そこで私が感じた問題点というのは、その現場から上がってきた意見に対して何も反応がなかったというか、で済まされてしまったという事実がちょっと問題じゃないかなと感じていて、現場から上がった声が反映されない、もしくは無視されてしまう状況というのは、その後、現場から声が上がらない状況になってしまうと思うので、そういうことがない形をつくったらいんじゃないですかというお話をちょっと意見として上げさせていただきました。すみません、具体的にその対応しなかったというのがどういう状況か私把握していなかったんで、ちょっと意見だけをお伝えしました。

図書館の利用に関してなんですが、総合計画でも出ているとおり、青少年世代の利用率をもっと上げたいというような表現がたしかあったと思うんですが、ちょっと場所が分からない、すみません。それに対するこれは私の意見なんですが、近代文学館を含めた図書館の施設として利用してもらうのに何がいいかというと、例えばボランティアのグループだったり、まちづくりを考える若い世代、青少年世代のグループ活動ができるような、そういう拠点がそこに入ったりとか、そういう利用ができることで、その世代の方たちがあの施設を使う。それで一緒に図書館も利用するという相乗効果があるかなというふうに考えたので、このような提案をさせていただきました。

あと、その下は、図書館の近代文学館のほうですかね。近代文学館のほうの施設に、学び支援コーディネーターさんの配置などをするなどして、学校単位で人数が集まらなくても、一箇所サポートできるような仕組みがあると、必要な方がそこに来てそのサポートを受けられるという仕組みがあるといいのかなと考えました。

最後に、預かり保育に関してなんですが、これは実際に私の娘が幼稚園生のときにあった事例なんですが、親戚に不幸があって、緊急で預けないといけない状況があったんですが、幼稚園の一時預かりがその当時、時間が5時までという決まりがあって、私の夫が6時まで仕事だったために、この預かりの仕組みを利用できずに非常に困った経験がかつてあります。一時預かりではなくて通常の預かり保育はたしか7時ぐらいまで受入れをしているんですが、その点で、状況的には7時まで預かれる状況なんだけれども、ルールとして5時までしか預かってもらえないということで、通常の預かり保育のサービスを利用していない保護者が困ってしまう状況というのが発生しているので、この点に関して改善していただけると非常にありがたいのかなと感じていました。

○議長（忽那正範）　ありがとうございます。

まず、意見について一通りお伺いしてから、審議進めていきたいと思います。

では、小野委員さん、よろしくお願いします。

○委員（小野祐哉）　私は2つほど意見を上げさせていただきました。

1つ目は、ちょっと印刷、今日してこなかったので申し訳なかったんですが、任用職員の比率の高いかということではなくて、多様な働き方があるということと、町の教育の、学校教育の目標の中に、個性の多様性を認める豊かな心を持ち、互いに支え合えるようになることという目標が一つあったものですから、どうしても少ない人数の方で関わってしまいますと、視点、多様性というよりも限られた視点での子供たちに対するアプローチにならざるを得ないような気がしまして。であれば、多様な働き方があるということが可能なのであれば、もうちょっと複眼的にといいますか、いろいろな角度からその子供たちを見られるようなといいますか、いいところを発見できるような環境があるとよろしいのかなと思ひまして、もう一度、比率がどうかというよりも、実際に子供たち目線で見た場合にどれぐらいの視点があるとよろしいのかなといったところから、もう一度配置基準、基準ではないですけども、配置というのを考えてみるのもよろしいのかなと思ひまして、提案させていただきました。それが一つです。

もう一つは、先生たちの研修です。こちらについては、リモートのほうが進んでいるという状況の中で、我々のほう、業界でもそうなんですけれども、一堂に会するというよりは、最近ですとZ o o mを使ったりですとか、そういったインターネットを活用しながら研修を開催していくといったような流れにもなってきていますので、そういったものを活用しながら、先生たちの研修といったことを進めていくのも方法の一つとしてよろしいのかなと思ひまして、提案をさせていただいた次第でございます。

それよりも、前年度につきましては、本当にコロナ禍だったもので、まずもって、生徒たちもそうですけれども、先生たち自身が、自分たちが感染しないで学校運営ができたということが一番大事なのかなと思っていますので、それに対して、それができて1年間過ごせた、過ごせれば、前年度は私はよろしいなと思っております。今後はワクチンの接種を受けながらどうしていこうかといったようなことにはなると思うんですけれども、前年度については、教育委員会は一所懸命コロナと向かい合いながら、学校運営のほうにも助言をしながら、提言しながら進めてこられたことが何よりだったと思いますので、私はそれだけで十分だと思っております。

以上でございます。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

葛西委員さんのほうからも、ICTの教育に関することについて少し研修をというようなお話も追加のメールの中で出ておりました。やっぱりそういう意味で、ICT教育というものに関して、生徒もそうだし、それから先生方の研修といったことも深めていただければなというような御意見だったと思います。

それで、私のほうの意見なんですけれども、時間の都合上、簡単に説明させていただきますけれども、まず、教育委員会の運営状況について、本当に適宜的確にできているということでございます。本当にお疲れさまというか御苦労さまでございます。

それから、前年度の改正点についてなんですけれども、会計年度、先ほど出てまいりました複眼的なという小野委員さんの考え方、全く同感でございます。そういう意味で、会計年度任用職員の力というのは大きいものだと思っております。

ただ、そこで、会計年度任用職員の皆さんのキャリア形成という、やっぱりただ単に子供の授業における見守りを行うとかそういうものだけではなくて、やはりキャリア形成、研修をしっかり積んでいく必要があるのではないかと。私が数年前、教育委員会におりました頃にも、やはり関係者研修会とかそういったものは開催されておりましたけれども、単にそれだけでとどまてはいけないのではないかなと。それは、やはりある面では、会計年度のいろいろな教員補助員の方々とか、本当に授業の中に大きく関わってこられる方々ですので、そういう方々がただ単にお世話するという、子供のお世話をしているという、そういうだけにとどまらないで、どのようなお世話をしていくべきなのかといったことを研修によって深めていくということが必要になってくるのではないのかなということで、そういう意味で、町で研修を保証していくということが必要ではないかということを書かせてもらいました。

それから、教育委員会の傍聴関係ですけれども、本当に改善、報告書で示されているというのが、動画配信サービスですね。本当にそういうものがなされていれば、その場になかなか行けない方も教育委員会の話合いというのはこうなっているんだなというのが目に見えてくるのではないかなということで、進めていただければということです。

特別支援関係に関しては、これは、本当に一番大事なことは、その子供の特性に応じて、その障害の早期発見、それから早期対応ということで進めていかなければいけないと思っております。特に幼稚園の段階で子供たちの障害特性というのは大分顕著に現れてくるわけです。そういう見極めをしっかりとしていくということが私は必要ではないのかなと考えております。

そういう中で、いろいろな報告が出てくるわけですが、そういった報告も含めて、特別支援教育指導員の方がしっかりと見極めていながら、その園あるいは小学校にいろいろな相談を積極的にこちらからやっていくということが必要ではないのかなと考えています。そういう意味で、その相談内容を細部にわたって検討していくということが必要ではないのかということです。

それから、学校編成に関する情報に関してですけれども、これは、本当に、すみません、これは何だろう、メールで送られてきた文章があるわけですが、ナンバー2の2通目というやつですか、そういったところにも示されております。

これからいろいろな形で設立というか、行っていくと。それで、例えば新中学校の編成の委員会を設けるとかというふうなことで、そこでの詳細なことについて話をするということです。本当に重要なところは、前にもお話しいたしましたが、町民目線で考えていけば、建物が、あるいは土地がどうのこうのというようなこともそのとおりでございますけれども、しかし、どんな学校ができるんだろうか、そのどんな学校といった場合、ソフト面の重要さということが町民は知りたい部分があるのではないかとということで、私の意見としては、やっぱりソフト面の積極的な公開ということ。これから行われるということですので、よろしく願いしたいなということでした。

それから、各種研修のところですが、ちょっとこれ頂いた2通目の資料の中で、評価委員……何ページ、60ページですか、これでいえば60ページとなっているものなんですけれども、2通目のやつですね。その中に、研修についてということで、連携によるサポートプログラムのようなという云々ときて、学びのロードマップ、そういったことを、研究ということを進めていく必要があると考えると。その核となるというふうなところから、研究主任者会、これを一応継続していく必要があるのではないかなというようなことを書いておいたんですけれ

ども。

そこで、メールのほうで送られてきた中では、学力向上委員会、そちらで行うというような内容のことが書かれているんですね。それとこの研究主任会議との役割は違うのではないかと。学力向上といった場合、個別の例えば全国学力調査のそういったものを分析していきながら、どういうふうにそれを学力向上していくのか、上げていくのかということが中心になっていくのが学力向上委員会だと思うんですよ。

私が言っているこの研究主任会議は、お話ししたように、中学校が統一されていくと。そういったときに、連携によるサポートプログラムという、前回やった中で、学びのロードマップ、言い換えれば、どういうふうに勉強していけばいいのかとか、そういったものが小学校、中学校校区単位で統一されてきているわけなんですね。そうではなくて、もう町が1つの中学校になっていくわけだから、それをどういうふうに町全体として、小学校全体が1つの中学校へ上がっていくという、そういうことを視点にして学びのロードマップを統一していくのかということが重要になってくるんだということなんです。

だから、そういう意味で、学力向上委員会に統一するというような、そういう問題ではなくて、研究主任会議というものの役割というものを明確に示していきながら、そこで1つの中学校へ全小学校が集約されていくという、それを前提にして、地域として研修をどう進めていけばいいのかというようなことが私は問われると思うんですね。

そういう意味で、報告書の研修の中に、報告書というかチェックシートですか、そちらの研修の中に、任命権者が研修をというふうに書かれていて、それは県の教育委員会がやっていますよというふうに示されているんですけども、県の教育委員会がやっているのは、前にちょっとお話しした、宮城県の教員に求められる資質・能力、そういったものを向上させるための一般的な先生方の能力を高める、そういったことをやっているわけなんですね。私がお話をしている町での研修、町の先生方の研修というのは、やはり地域の中での課題、そういったものを解決していくための研修の場というものが必要ではないかと。なので、町の全教職員が地域の課題をどのように解決していくのかということが重要になっていく研修ではないのかなと。なので、あくまでも美里町に焦点を当てて、その中でどういうふうに子供たちを育てていくのかということ、これをしっかりとした研修をしていくという。その研修の核となるのが研究主任会議であるということを行っているわけなんですね。

ですから、そこら辺をここでいう61ページ、何か違う視点になってしまっているのかなと思ったものですから、ちょっと取り上げさせていただきました。

そういう意味で、町全体の先生方と共有する課題を、町の課題、町の教育のいろいろな改善策、そういったものを共有できる研修会ということを持っていたきたいなということで示させていただきました。

簡単に説明すれば以上でございます。

委員の皆様、お諮りしたいんですけれども、ちょっともう1時間以上経過しておりますので。1回目は休憩も取らないでそのまま2時間もやっちゃいました、申し訳ございません。ここで5分程度休憩を取りたいと思っています。一応11時15分から開催ということで、あの時計で15分から開催ということで休憩したいと思います。休憩後、それぞれの意見について審議していきたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時23分

○議長（忽那正範） それでは、審議を再開したいと思います。

（3）番で、各委員さんから事前に示されていた意見について、今簡単に説明をさせていただきました。それに関して審議を進めていきたいと思うんですけれども。

まず、葛西委員さんの御意見につきまして、何かございますか。

○委員（小野祐哉） はい。

○議長（忽那正範） どうぞ。

○委員（小野祐哉） よろしいですか。スクールカウンセラーの話で、スクールソーシャルワーカーの活用についてということ挙げられていましたけれども、もうちょっと視覚で訴えられるような提示の仕方ができればいいのかなと思ひまして。せっかくいい制度があるのをそのまま埋もれさせているのはもったいないなと感じます。せっかく葛西委員さんからの御意見もあった中で、私思ったのは、フローチャートがあると、もしかしたら保護者の方たちも、こういうとき行っているのかなとか、やっぱりどうしようかなといったような悩みといいますか、ちょっと一歩前に進める手だてとして活用したりできるようになるのかなんて、ちょっと今休憩中、葛西委員ともお話をしていたところでございました。

以上でございます。

○議長（忽那正範） 分かりました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの具

体的ないろいろな相談ということを考えていくと、それに対する視覚的なフローチャートという形で、どういう場合にはどういう動きがあるのかということを簡潔に示していくというようなことで、保護者のほうでも分かりやすく、相談もしやすい状況になっていくのではないかなということになると思います。その辺、意見として取り上げていきたいなと思うんですけども、いかがですか。（「はい」の声あり）よろしいですか。（「はい」「ありがとうございます」の声あり）

葛西委員さんの御意見の中で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いは何であるのかということが保護者にきちんと伝わっているかどうかということも問題になるのではないかなと思うんですね。やっぱり個別の心的な相談、いろいろな相談があると思いますけれども、そういった場合にはスクールカウンセラー。スクールソーシャルワーカーは、これは他機関との関連性とか、そういったものを含めて相談をしていくという。だから、そういう意味で、その違いについてもしっかりと保護者のほうに伝えていくということが必要ではないのかなというふうに、私は実は感じていたところでございました。

そのほかに、葛西委員さんのほうから給食の栄養量に関してということで出ておったわけですから。

ちょっとここで、事務局のほうで示していただいておりますナンバー2、2通目の文書で、評価委員会からの意見というのがページ60になっているんですけども。これは、今日の報告書と連動していますけれども。

○教育総務課主事（青山裕也） はい、連動しています、そうです。

○議長（忽那正範） では、今日渡された報告書の中で、給食、61ページを御覧ください。

61ページの（6）、1）について、ちょっとここで補足の説明があるということでございましたので。

○教育長（大友義孝） 説明いいですか。

○議長（忽那正範） はい、教育長お願いします。

○教育長（大友義孝） 今のお話で、平成30年11月に県内の一部の公立小中学校で、学校給食の摂取基準に達していないということがありました。こういう報道を通して、町としても、教育委員会としてもその状況調査をしてきたわけです。そのときに、どういうふうになれば、私のほうも、やっぱり摂取基準に到達していなかったのか、どういうふうになれば摂取基準に到達できるのか、これを見直しが当然必要になってくるだろうなということで、教育委員会でも随分協議はしてきました。その際に、これだけを見ると、現場から出た意見というのは当然

把握しながら進める必要はあると思うんですけれども、現実の話を言えば、どういうふうにすればいいのか、栄養士会のほうに協議をしていただくように話をしていたんですよ、ずっと、教育委員会のほうから。その結果、やはり給食費も単価を上げないとどうも摂取基準のほうにはおぼつかないのではないかという最終的な結論が出たのが、6回だったかな、6回ぐらいだったかね、栄養士会開催したのはね。それで結論が出たんですね。

これは、学校給食費を値上げするということは、もちろん教育委員会もそうなんですけれども、議会の議決事項にもなってきますし、それから、学校給食運営審議会という、そこでの検討も必要になってくるので、単価を上げたい希望だけで、その手続はすぐには改善できないんです。期間がどうしても要ると。

どういうふうにしたらできるかだけでも1年半ぐらいかかっていますし、そこから手続でやっても2年かかる。ただ、ゴーサイン出て、これでやろうというふうになったときにちょうどコロナが発生してしまって、単価は上げないほうがいいんじゃないですかというお話なんかもちろほら聞こえてはいたんですけれども。

だから、ただそういうことではないんだと。たまたまそういう時期になってしまった。だから、このまま据置きしていけば、ずっと摂取が到達していないものをずっと継続していくことになってしまうので、どうしてもそれは退けたい。でも、やっぱりコロナで収入減になった世帯がいるだろうから、町でその負担をできないのかというふうに発展していったんですね。それが平成31年、令和元年ですか、令和元年、令和2年と続いてきていたのが実際の流れなんですね。

ですから、文面的に見ると、見直しが必要だったという認識を持ったわけなんです、最初が。必要だったという認識を持って、そして栄養士会で調査をしてもらって、そして単価の改正をしなければ駄目だという結論に立って動いてきたので、ちょっとこの文章を少し修正といいますか、直さないといけないのかなと思ったところでした。

○議長（忽那正範）　ありがとうございます。

この文章だけを見ると、本当に何もしていないというような感覚しか受け取れないので、やはり今、教育長先生の言われたような方向で変更してもらったほうがいいんじゃないかということですね。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝）　ただ、現場からの声は、確実にやっぱりそれを聞いていかなければならないというのは間違いはないので、その部分はしっかりとやっていかななくてはならないと。その文面なんかもやっぱり入れる必要はあるだろうと思います。

○教育次長兼教育総務課課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）　すみません、休憩よろしいですか。

○議長（忽那正範）　はい、どうぞ。

休憩　午前11時33分

再開　午前11時39分

○委員（葛西美智子）　足りていなかったことに対してすぐ対応していただいて、すぐ調査していただいて、調整していただいて、本当にありがたいというのは本当に感じていて、やっぱり子供たち栄養足りていないのはすごいかわいそうだと思うので、本当に感謝しているんですけども。

そことはちょっと切り離して考えると、栄養が足りていない状態を栄養士さんが認識しながら続けていたのかもしれないと考えたときに、その状況が伝えられない、予算の問題で栄養価が足りないんだけども伝えられないという状況じゃなかったのかなというのは私が想像したんですね。そういうのをきちんと伝えられる、報告できる、報告して改善してもらうという仕組みはありますかという投げかけをしたかったんですね。（「なるほどね」の声あり）なので、そういうところにも目が向かっていくといいのかなというふうに、今回のこの一つの事例ですけども感じました。

○教育長（大友義孝）　葛西委員の今のお話、ありがたいお話で、全くそのとおりで、各学校には栄養士さんがいて献立をつくってもらう。さらに、栄養士さんの会議も招集して会議をしている。そこには教育委員会の所属職員も入っている。ただ、それでもちょっと足りなかった部分もあるのかと、4月に教育委員会に管理栄養士を配置しているんですよ。それが何のためかというのは、今、葛西委員が言われるようなことをしっかりとやっていくために、そういうふうなことをしていかないと、前、前という部分が展開できないなということで、そういう配置をさせていただいたと。そこまでは来たんです。

○委員（葛西美智子）　そうですね、ぜひ。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝）　すみません。

○委員（葛西美智子）　ありがとうございます。

○教育長（大友義孝）　ちょっと何か後手後手でね、申し訳なかったです。

○委員（葛西美智子） いえいえ、ありがとうございます。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。

今日配られた報告書の中の66ページですか。その8）学校給食において栄養士会は現場から出た意見に対して確実に対応できる体制を検討というところで、そういう町での管理栄養士のなところも含めてきちんと対応していくというような、そういった内容が示されているのかなというように思いますね。ありがとうございます。

それでは、進めさせていただきます。

ちょっと時間も大分押してきております。

今日配られた資料の中で60ページを御覧ください。

そのところについて、大分話は煮詰まってはきているんですけども。

先ほど小野委員さんから出されてきていた会計年度職員の割合についてということで示されております。この件に関して、60ページからの部分で、まとめも含めて書かれている部分がございます。いかがでしょうか、ここで小野委員さんが御説明いただいた多様な働き方というのは、前回、1回目のときに事務局のほうから話は出ておったんですけども、このお話があった②の複眼的に子供の個性の多様性を認めることという、そういったところは非常に重要な観点ではないのかなと思うんですね。

そう考えていくと、63ページのところで、非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人的配置云々といったところがございます。そのところに、小野委員さんのおっしゃったこの複眼的に子供を見るという、そういう表現を中に入れておいていただければなというふうに、私は個人的に考えたわけなんですけれども、委員の皆さんはいかがでしょう。

○委員（葛西美智子） ちょっといいですか。

○議長（忽那正範） どうぞ、葛西委員さん。

○委員（葛西美智子） 未解決になっている前年度の課題ということで、非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正すると、これが課題だと思うんですが、これは教育委員会側としての課題というふうに位置づけられているということですか。

○教育総務課主事（青山裕也） そうですね。

○議長（忽那正範） その是正する内容が下のほうのところに示されているというふうに解釈してよろしいんですね。（「その解釈で。はい、そうです」の声あり）なので、先ほどちょっと審議の中で出てきたように、複眼的にこれを見ていく、子供たちの多様性を見ていくというふうな視点をそこに組み込んでおいていただければかということでございました。

これに関しては、2通目というメールの中である程度もう示されてきているところでしたので、私も一通り目を通していただいております。今日はその委員さん方の御意見を取りまとめて、あと最終的に評価委員会としての意見ということで教育委員会に上げていくということになりますので。そういった中で、今お話ししていたようなことでございます。

あと、研修に関してということで示されておりました。61ページの上のほうの2) コロナ禍の中、今後は授業をリモートで実施することも想定されてくるので、町立小中学校の教職員を対象にインターネットを活用した授業等に関する研修を検討していただきたいということで、小野委員さんのほうから示されたことについて、ここで示してあるわけですが。

これは、ある面では、回答のほうにもいくつかあるわけですが、全員を対象にして研修を、研修会という形で150名近くの先生方を集めて研修を行うというと非常に難しいことであろうと。では、本当にできる研修というのは何なんだ、どういう研修なのかということが問われてくるのかなと思うわけなんです。

連携によるサポートプログラム授業というのは、これは全員を対象にして全員で取りかかっていた中学校区単位での研修だったんです。ですから、これは学校単位云々ではなかったわけですが。この場合のICT教育とか、あるいは特別支援教育、そういった研修というのは、非常にこの全員を対象にという言い方は難しいことだとは思いますが。であるならば、やはりポイントになる、例えば研究主任、あるいは、中にはこんな研修もあったと思うんです。各学校から3名とか5名を推薦していただいて、そしてその集まってきた40名、50名の先生方を対象にして研修を行い、そしてそれを今度は各学校の校内研修へと返していくというような方法もあると思うんです。そういった核になる先生に対する研修を行うことによって、その学校全体へと広げる。言い換えれば、町の小中学全体へと広げていくというような研修の仕方ということもあると思うので、その辺のところを検討しておいていただければと思います。

小野委員さんのほうの御意見について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

葛西委員さん、よろしいですか。

○委員（葛西美智子） 一つちょっと確認なんですけれども。

○議長（忽那正範） はい、どうぞ。

○委員（葛西美智子） さっきの、ごめんなさい、63ページのところで、確認したところなんですけれども、非常勤職員の比率が高いことを問題視しているという、これは委員からの意見ではないということではないんです。その後ろで、前回私もちょっと

発言させていただいて、あと小野委員からもこの提案があって、比率に関して問題があるとは思わないという意見を出したんですけれども、この意見がどこに反映されているかというのはどちらになりますか。

○議長（忽那正範） はい、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいですか。

まず、まとめのところの話ですよね。それで、これは教育委員会が自ら行ったものとして（１）の１）があるということでございまして、それに対して、ここにコメントを書くということになっておりまして、それで先ほどおっしゃられたような委員の御意見ですね、今回の御意見につきましては、それを加味して、この中で、回答がそのままになっているので、この部分に反映させるような形かなというふうに思っております。

○委員（葛西美智子） 内容的には多分、前に頂いた去年の資料と同じ表記かと。

○教育次長兼教育総務課課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） これ同じになっているので。まず、考え方として、多様な働き方があると。必ずしもその比率が云々というよりは、実態というんですかね、それをよく見て適切な人員配置をするというようにところだと思いますので、その辺はこの書きぶりを直してかというふうには考えております。

○委員（葛西美智子） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ちょっとだけ私のほうからあるんですが、非常勤職員の比率が高いということに関連してです。やっぱり学力向上支援員の小牛田中学校への配置。そこはやはり、募集しても集まらないからではなくて、やはりその募集の仕方に問題があるのかなと、私は前に提案させていただきました。そういう深い学びというふうなことを、学習指導要領、これから実は中学校は今、新学習指導要領の改訂ということで、その体制づくりをして、それで新たにスタートしようとしています。ですから、そういう意味で、学習指導要領に示されている主体的で対話的な深い学びという、この点を考えていけば、数学、中学校であれば数学のみにかかわらず、ほかの教科であってもやはりできる内容だと思うんですよね。その辺のところを明確に示しておいていただければと考えておりました。よろしくお願いします。

あと、私のほうの意見として出してあったことについては、ある程度のこのまとめのところで示されておりましたし、いろいろと取り上げられておる内容にほぼ間違いございませんので、

そういう意見そのものについて、教育委員会のほうで御努力していただければなと思っているんですけれども。

ちょっとだけ表記のことで、64ページのところなんですが、一番上の2行目、あ、いいか、ごめんなさい、間違いました。そのまま進めてください。ちょっとあれと思って。1つ文字が、空白が足りないのかなと思ったら違いました。合っていました。（「1文字ずらされるんですよ」の声あり）はい、一瞬ずれるのかなと思ったんですけれども、どうなのかなと思って、今ちょっと見比べています。その辺がどうなのかなということではあったんです。

では、事前にこのまとめを含めてメールで送られてきておりましたので、多少の修正点と、あるいは加える点とありましたので、そちらのほうを加えていただきながら、委員会からの意見として、これを教育委員会のほうに提出するということではよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○教育総務課主事（青山裕也） 議長、確認よろしいでしょうか。

○議長（忽那正範） はい、どうぞ。

○教育総務課主事（青山裕也） いろいろと御審議ありがとうございます。

今いただいた内容を基に、再度こちらの報告書、修正のほうは図らせていただきたいと思います。

1点御協力いただきたい点ありまして、こちらで一応修正させていただくものであるんですが、やはり表記の仕方、あと表現技法、そこは今お話にも少し出ていたところであるんですが、意図と相違がないかどうか、あとこの表記方法でいいかどうか、その点再度ご確認をお願いしたく存じます。修正あれば都度おっしゃっていただければ、こちら反映しまして、その都度委員様に御配信させていただきますので、その点については今後のところ、あとは都度単位というところをお願いできればなと思いますので、その点よろしくお願いします。

○議長（忽那正範） よろしくをお願いします。

あと、今、意見についての審議、それから、ある程度まとめのところも含めて話を進めてまいりましたが、62ページを御覧ください。

その総合的な意見ということで、第2回評価委員会で決定しますというふうに示されているんですけれども、その意見について、このようにということで、事務局のほうから先ほどプリントが出ていたと思います。前年の課題がよく改善されており、評価に関して真摯に前向きに努力していると感じられるということで示されましたが、これでよろしいでしょうか。

○委員（葛西美智子） すみません。

○議長（忽那正範） はい、どうぞ。

○委員（葛西美智子） 先ほど小野委員の御意見であったコロナ禍への丁寧な対応に関する感謝の言葉も追加して入れていただけるといいんじゃないのかなと思います。

○議長（忽那正範） 今、葛西委員さんから、コロナ禍での学校教育あるいは教育委員会の動き、そういった中が非常によくできているということで、そちらも加えておいてほしいということでございます。

そのほかありますか。よろしいですか。

では、各委員さんからの意見、それからまとめの部分、ずっとありますけれども、こちらのほうで教育委員会のほうに上げてもらうということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、（４）まで含めて終わらせていただきますが、その他、（５）に関してですけれども、先ほど事務局のほうから、修正したものについては、まずはそれを見ていただいて、その上で教育委員会のほうに上げていくということが示されておりました。そのような形で進めていくということでございますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

あと、一つ私のほうでお願いなんですけれども、その件に関して、それぞれの委員さんの御意見がまたそこでいろいろと付け加えられることも考えられます。したがって、その委員さん方の意見付け加えられた場合に、なかなか審議をするという時間がもうありませんので、そこである程度教育委員会の事務局のほうで取りまとめていただいて、そしてその意見をまたメールで送っていただいて、そのメールに対してまた意見があれば教育委員会にメールか何らかの連絡で出していくということで、それがもし変更になった場合、再度また変更した部分などを部分的なところでメールで送っていただければというふうに進めていきたいなと思っています。その辺、今日で終わりではなくて、場合によってそういう意見をまた聞く場合があるということで、よろしくお願いしたいと思います。

あと、もう１点だけお願いがあるんですけれども、これは審議ではないので、その他のその他というところになるんですけれども。ちょっと教育委員会のほうに、私、メール、意見を出すときにメールを差し上げる前段で、次のように書いておいたんですね。というのは何かといったら、第１回の教育委員会評価委員会の資料を頂いたのが４日前でした。もう皆さんお分かりのとおりです。そこで資料を精査して、第１回でいろいろな意見を出すということは、多分、私のように暇な人間はよろしいんですが、本当に仕事を持ってやっていくという場合になかなかこれは難しいことだと思います。そういうことを考えていくと、やはり日程的にゆとりを持

った日程にしていだきたいなということでございます。これは私のほうの本当にお願いということで、その他のその他になるわけなんですけれども。

それと、やっぱりそういうふうなことを考えていくと、今日いろいろな評価委員さんから出されてきていた意見というものがいつの段階で反映されるのか。これも私は問題になると思うんですね。何かというと、今日出したやつが教育委員会を経て議会に提出されて、それでこう、というふうなことで終わってしまって、また来年その改善点について出されてきてという。これであれば、総括評価としてあまり意見が生かされていないことになってくるだろうということで、そう考えていくと、やっぱり今日の出されてきた意見について、教育委員会のほうでもんでいただいて、ある面ではもう実行できるものは即実行していただければなと思っているわけです。その辺のことをよろしくお願いしたいなと。

その他のその他でいろいろなことしゃべりましたけれども、よろしくお願いしたいなということでございました。

それでは、審議のほうをこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

（「ありがとうございました」の声あり）

日程第6 閉 会

○議長（忽那正範） では、閉会に移ってきたいと思います。

すみません、せっかくあれですので、教育長先生、ずっと付き合っていただきましてありがとうございます。ぜひ教育長先生のほうからも一言お願いできればと思います。よろしくお願いします。突然振りました。

○教育長（大友義孝） 本当に委員の皆様にはいろいろな思いで、教育委員会のやっている仕事の内容を把握していただいて、それに対して御意見を頂戴させていただきました。本当にありがとうございました。

今いろいろと御意見を頂戴した部分に関して、即効性が見えるような形で取り組んでいく。そういったところは、年度初めからとかそういったところじゃなくても当然できるものがあるわけです。そういった部分に関して、これは、点検・評価というのは、法律で決められた部分であります。それで、全国的に教育委員会としてどういった点検・評価をするかというマニュアルみたいなものは一切ないんです。ですから、その市、町、県もそうなんですけれども、点検・評価はどういうふうな部分というのは、隣の町の方のほうを見てもらうと分かるんですけれども、全部違うんですね、中身が。ただ、我が町の教育委員会としてはこういったところを

点検すべきだという部分をこうやってつくらせていただきまして、それで委員の皆さんから御意見を頂戴している。そして、意見をいただいた限りは即効性を持って達成していくように、教育委員会挙げて議論してまいりたいと思います。

本当に短い期間で、資料をもっと早めに提出させていただければよかったんですが、次年度の反省としまして、そういった取組を今後していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

本当にいろいろ慎重な審議ありがとうございました。おかげさまでございました。

○議長（忽那正範） ありがとうございます。突然振ってしまいました、申し訳ございません。

それでは、閉会に移りたいと思います。どうぞ。

○教育総務課主事（青山裕也） では、本日も長時間の御審議、本当にありがとうございました。

本日いただいた御意見等々については、非常にこちら内容として承りたく思いますので、改め迅速に対応のほう図らせていただきたく思いますので、何とぞよろしくお願いします。

では、以上で本日の会議は全て終了でございます。第2回の美里町教育委員会評価委員会をこれで終了とさせていただきます。誠にお疲れさまでございました。

閉会時刻：午後0時05分

上記の内容は、令和３年度美里町教育委員会評価委員会第２回の会議の内容を、事務局教育総務課がまとめたものである。その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和３年９月２４日

署名委員

署名委員